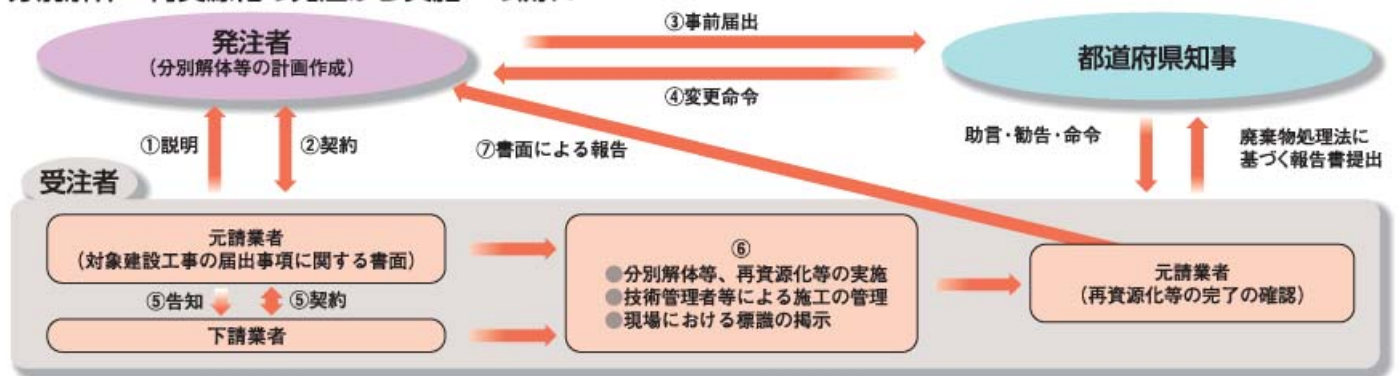


分別解体・再資源化の発注から実施への流れ



- ①受注者から発注者への説明(受注者(元請)の義務) ②契約 ③事前届出 ④変更命令 ⑤告知・契約
- ⑥分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理(建設業許可業者の場合は主任技術者又は監理技術者による施工の管理)、現場における標識の掲示(受注者全体(元請・下請とも)の義務)
- ⑦再資源化等の完了の確認及び発注者への報告(受注者(元請)の義務)

※なお、対象建設工事の事前届出に必要な様式、各都道府県の窓口の一覧等については国土交通省のリサイクルホームページ 関連届出集・届出先及び問い合わせ先をご覧ください。

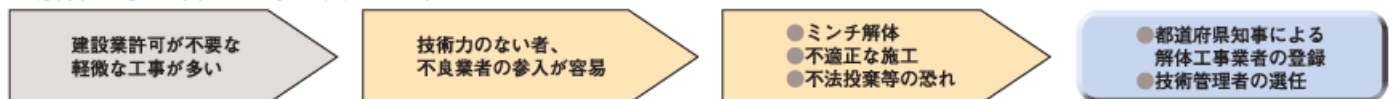
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/index.htm>

●解体工事業者の登録制度

- 適正な解体工事の実施を確保するために、解体工事業を営もうとする者の登録及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられています。なお、土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可業者は、解体工事業登録は不要です。
- 解体工事業登録を受けた者が、土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可を受けたときは、その登録の効力は失われます。

※ただし、平成28年5月31日までに既にとび・土工工事業の許可を取得して解体工事業を営んでいる者に対しては、平成31年5月31日までに限り、解体工事業登録は不要です。それ以降は、土木工事業・建築工事業・解体工事業のいずれかの許可を取得するか、解体工事業登録が必要となります。

●解体工事業者の登録制度の意義



※500万円未満の建設工事のみを請け負う業者は建設業許可不要

※機械さえあればミンチ解体を行うことで解体工事が可能

◆技術管理者の要件(主任技術者、監理技術者の要件とは異なります。)

1. 実務経験者

実務経験年数	解体工事業登録		【参考】建設業許可
	国土交通大臣の登録を受けた講習受講者 ^{注2)}		
学歴			
一定の学科 ^{注1)} を履修した大学・高等卒業生	2年	1年	3年
一定の学科を履修した高校卒業生	4年	3年	5年
上記以外	8年	7年	10年

注1) 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

注2) 登録講習実施機関：(公社)全国解体工事業団体連合会

2. 有資格者

資格・試験名	種別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工
	2級建設機械施工(「第1種」「第2種」)
技術士法による第2次試験	1級土木施工管理
	2級土木施工管理(「土木」)
建築士法による建築士	1級建築施工管理
	2級建築施工管理(「建築」, 「躯体」)
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび・とび工
	2級とび+解体工事経験1年
	2級とび工+解体工事経験1年
国土交通大臣の登録を受けた試験	登録試験実施機関が実施する試験 ^{注3)} 合格者

注3) 登録試験実施機関：(公社)全国解体工事業団体連合会

※なお、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)が、平成28年6月1日に施行されました。
 ※解体工事業許可業者(建設業法)の主任技術者・管理技術者の要件は、下記ホームページをご覧ください。
<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/160601.html>

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設リサイクル法の概要

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/recycle_kihon/kenriho.htm/